

フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業 中部ルソン接続高速道路建設事業 (CLLEX) Phase I
協力準備調査 (有償)
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2011 年 6 月 13 日 (月) 14:00~15:30
- ・ 場所：JICA 本部 (会議室：2 階 202 会議室)
- ・ ワーキンググループ委員：松下委員、石田委員、原嶋委員、村山委員
- ・ 議題： フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業
中部ルソン接続高速道路建設事業 (CLLEX) Phase I 協力準備調査 (有償) に係る
スコーピング案についての助言案作成

- ・ 配付資料：
 - 1) 事前配布資料 (スコーピング案)
 - 2) 事前質問・助言案に対する回答表
 - 3) 代替案を含む補足資料
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)

全体会合 (第 14 回委員会)

- ・ 日時：2011 年 7 月 1 日 (金) 15:30~18:30
 - ・ 場所：JICA 本部 (229 会議室)
- 上記の会合にて助言を確定した。

助言 (項目、表はすべて事前配布資料に基づく)

全般的事項

1. 高速道路建設の必要性及び妥当性に関わるため、2 都市 (Tarlac, Cabanatuan) の産業活性化の期待に関して、見込まれる産業、観光の内容及び道路敷設地域への利益について、具体的に説明をすること。
2. CLLEX が通過する河川の水質測定結果では大部分が基準を超えていることを踏まえ、本件工事によりさらに悪化することのないよう対策をとること。
3. 発生が予測される多量の廃棄物については適切な対策をとること。
4. 移転先の候補場所につき、特に移転農民は従来どおりに農業を営めるのか調査を行うこと。
5. 「貧困層が工事やその後の商業活動に採用される」とあるが、貧困層の実態及び彼らが雇用される根拠と想定される職種について詳細な調査を行うこと。
6. 事業の必要性・妥当性では、国家の穀倉地帯から 150 ha が失われる可能性を踏まえて、農業セク

ターにおける方針（国家、州）との整合性について分析し記述すること。

7. 12.7(7)の EIS 案作成支援の内容と、12.7(1)の調査項目との整合性を再検討し、現在の目次に含まれていない項目の追加を検討すること。
8. 調査範囲について、代替案で示されたルート（推奨案）を考慮した対象範囲を設定すること。
9. 調査項目および方法のうち、用地取得が必要となる農業用地に関連した調査の位置づけを明確にすること。調査項目として「利益と損害の平等分配」の追加を検討すること。
10. 事業実施者や道路管理会社がモニタリング計画の実施に必要な要件（各組織の人材、資金、実施体制）について、できる範囲で確認すること。

代替案の検討

11. セクション C の代替案検討において、セクション A と B と同様に、南に迂回するルートを考慮しなかった理由を明確にすること。
12. アリアガ IC の配置位置と形式による湿地帯への自然環境影響について、表 10.1-2 の代替案で検討し、その結果を明記すること。
13. 代替案の検討では、工事費を考慮して推奨案を決定すること。

自然環境

14. 事業地内の湿地帯が「保護の対象」とあるが、これが JICA ガイドライン別紙の「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するか否かについて所見を示すこと。

社会環境

15. これからの調査で本事業の被影響住民に貧困層、社会的弱者が認められた場合、彼らの就業の機会につながるトレーニングの機会を設けること。
16. 住民にとって公正な形で実施される移転プロセスを提案すること。
17. 農業の実態（作物品種、収量、土地持ち土地無し、集荷や出荷の形態、組合など）と生計の実態を調査し、これまでの環境社会配慮案件での調査を参考にしつつ調査設計を行い、本事業により影響を受ける農業と農村の社会経済の実態を把握するよう努めること。
18. 「Relocation implementation policy of this project」の 12 において、構造物を持たず、Renter(s) でもない非正規住民は存在しないのか。もし存在する可能性があれば、その eligibility for compensation を明示してほしい。このことは、住民移転計画書案の「eligibility」においても明示されることが望ましい。
19. 住民移転計画作成方針案について、農業用地の喪失者への対策を明確にすること。土地を所有せず非正規で農業を行っている場合の対応を明らかにすること。

スコーピング案

20. セクション C の代替案検討で問題視されている「教会」への影響について、スコーピング表の遺跡・文化財の項目においても言及する必要がある。
21. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、洪水・氾濫について工事中および供用後にある程度の悪影響が出るとの評価 (B) である (表 12-1)。これらの項目につき、表 12.7-2 で提示されている緩

和対策で、予想される悪影響がどの程度緩和されるか検討すること。

22. 社会基盤施設と地域決定制度は別立ての項目とすべきである。
23. 周辺土地開発、住宅並びに商業施設や宿泊施設建設など、道路施設に伴って生じる可能性のある土地利用の変化について、その正負の影響と緩和策を土地利用の項目で検討すること。
24. 湿地は保護の対象であるため、当該地域の湿地利用と管理の現状、工事や供用が与える影響と緩和策について十分に調査を行うこと。
25. 騒音の評価は、現状が基準超過の状態であるが、当該道路の供用が起因となって新たに基準を超える騒音が発生することも想定されることから、本事業がもたらす騒音の程度について確認するため、CではなくBとすることを検討すること。
26. 総合的な判断の根拠が一部不明であり、「地域経済：雇用と生計」、「貧困層」、「利益と損害の平等分配」は、Cとして扱ってよいように思われるので、再検討すること。

ステークホルダー協議

27. ステークホルダー協議の計画において代替案の検討を含めるべきである。
28. EIA プロセスで既に実施された住民協議の結果を調査し整理すること。その際、本調査で行われる住民協議との一貫性を確保するため、協議実施日、時間、参加者、参加者の内訳、協議の内容、特筆すべき意見などに分けて記載しておくこと。
29. 協議開催の周知方法について明確にすること。とくに、移転対象者や農業用地の喪失者に対して木目の細かい周知を行う仕組みを検討すること。
30. 最終報告案の策定段階では、移転対象者や農業用地の喪失者向けの集会の場所等について確認すること。

以 上